

平成 26 年 7 月

CHESAPEAKE ENER G 【A6917】

(Chesapeake Energy Corporation)

を保有されている投資家の皆様へ

— 子会社株式分配(スピノフ) <分配株式の売却・入庫の選択>のお知らせ —

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、CHESAPEAKE ENER G における子会社のスピノフ(分離・独立)の実施予定につきまして、
現地保管機関より分配株式の売却・入庫の選択の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下
線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。
今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. スピノフの内容 : CHESAPEAKE ENER G が、同社の子会社である油田サービス事業を行う
Seventy Seven Energy Inc.をスピノフ (分離・独立) する。
2. 分配比率 : 保有するCHESAPEAKE ENER G株式14株につき、**SEVENTY SEVEN
(A4774)** 株式1株の分配
3. 現地権利落日 : 2014 年 7 月 1 日
4. 現地分配日 : 2014 年 6 月 30 日
5. お客様にご選択いただく受取方法について:
交付されるSEVENTY SEVEN株式の整数部分は以下の通り、(1)売却を選択し売却代金から国内の税
額を控除する、(2)入庫を選択し別途国内の税額を支払う、の2つの選択があります。

(1) 交付株式の売却を選択した場合:

お客様がSEVENTY SEVEN株式の売却を希望する場合には、売却代金から下記第7項の課税標準
額から算出される国内税額を控除した金額を円貨にてお支払いします。(国内税の源泉徴収が不要な
お客様は除きます。また、お客様の口座への入金日は未定です。)

なお、売却代金は譲渡所得の対象となりますが、「特定口座」損益計算の取り扱いを行わないため、
別途確定申告が必要となります。

(2) 交付株式の入庫を選択した場合:

お客様がSEVENTY SEVEN株式の入庫を希望する場合には、2014 年 7 月 23 日にSEVENTY
SEVEN株式をお客様の口座へ入庫し、同日、下記第7項の課税標準額から算出される国内税額を徴
収します。(国内税の源泉徴収が不要なお客様は除きます。)

なお、入庫されるSEVENTY SEVEN株式は特定口座非対象残高となります。

6. 受取方法の選択期限 : 2014年7月11日(金)

上記期限までに、ご希望の受取方法をお取引いただいております弊社窓口までお知らせ下さい。

上記期限までに、ご選択の回答がない場合は、上記第5項(1)「交付株式の売却を選択した場合」をご選択いただいたものとして、お取り扱いさせていただきます。

7. 課税関連

: 現地 : 非課税

国内 : 分配される SEVENTY SEVEN 株式の取得は、みなし配当所得として課税対象となり、以下の算式により計算される課税標準額に基づき源泉徴収額が決定されます。

課税標準額 (円貨)

= SEVENTY SEVEN 株式(分配株数) × 18.64 米ドル × 100.36 円/米ドル
(※1) (※2) (※3)

(※1) 分配株式数 = CHESAPEAKE ENERG (A6917) 権利付株数 ÷ 14

(※2) SEVENTY SEVEN 株式の1株当たりのみなし配当額

(※3) 現地分配日 (2014年6月30日) における本邦対米ドル TTB レート

8. その他

: 当スピンオフにて生じる1株未満株式につきましては売却処分とし、上記第5項(1)に準じてお支払いします。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社